2013年9月2日

No.12

JR東海労東二運分会裁判プロジェクト

最高裁で報復処分を撤回させます

運輸所のみなさん

8月7日に出された高裁の判決に対して8月20日、斉藤書記長=JR東海 労は、不当判決極まりない判決を破棄させるべく「その全部に対して不服で あるから上告受理申立をする。」と、手続きをし、でっち上げ報復処分の撤 回を求めて最高裁で闘うこととしました。

「減給処分は懲戒権の濫用にあたる」とし、斉藤書記長に対する処分を無効とした第一審東京地裁の判決を、高裁判決は裁判官と会社に都合の良いように書き換えたうえで不当な結論を導いています。

いうまでもなく地裁では、多くの管理者が証言台に立ち、裁判官はそれを直接見たり、質問したりして「懲戒権の濫用」と判決を書いています。これに対し高裁では、証言を聞くことをせず地裁からの書面しか見ていないにもかかわらず、例えば管理者が斉藤書記長から感じた臭いについて、地裁判決では「酒臭らしきもの」にとどめていましたが、高裁判決では「酒臭」と断定しています。同じく「(酒気帯びの)疑いを抱いた」にとどまる部分を、「酒気帯び状態にあると認識した」と断定しました。しかし高裁判決では、これらの断定と変更を行った理由は示していません。最初から「酒気帯び」ありきの判決です。

また脇科長(当時)の重要な発言、つまり「数値が出なくてほっとしただろう」とか「記念にストローを持って帰るか」といった発言も存在しなかったことにされました。

極めつけは、斉藤書記長が「酒気を帯びた状態であるのにその事実を秘し、…飲酒の事実を否認して新幹線の運転士業務に就こうとしたものであり、…」などという認定です。「酒気帯び状態」であることを斉藤書記長自身が認識していながら、それをあえて隠そうとした(秘した)などということは会社ですら主張していないのです。最初から悪人扱いで、冤罪というほかありません。

運輸所のみなさん

私たちJR東海労は斉藤書記長と共に、職場をかえるために裁判を継続します。これからもご支援をよろしくお願いいたします。

職場の管理者は安全や社員のことを真剣に考えているでしょうか? 職場で起きている事態の原因と責任の多くは、会社にこそあります。 みんなで、大きな声をあげつづけて、職場をかえていきましょう!